

令和7年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開会 午前10時00分
閉会 午前10時50分

○招集年月日

令和7年2月5日（水曜日）

○招集の場所

余市町議事堂

○開会

令和7年2月5日（水曜日）午前10時

○出席議員（16名）

| | |
|----------|----------------|
| 余市町議会議長 | 12番 藤野博三 |
| 余市町議会副議長 | 3番 岸本好且 |
| 余市町議會議員 | 1番 山本正行 |
| 〃 | 2番 尾森加奈恵 |
| 〃 | 4番 佐藤剛司 |
| 〃 | 5番 内海富美子 |
| 〃 | 6番 庄巖龍 |
| 〃 | 7番 中井寿夫 |
| 〃 | 8番 川内谷幸恵 |
| 〃 | 9番 土屋美奈子 |
| 〃 | 10番 伊藤正明 |
| 〃 | 11番 茅根英昭 |
| 〃 | 13番 ジャストミートあたる |
| 〃 | 14番 大物翔 |
| 〃 | 15番 白川栄美子 |
| 〃 | 16番 寺田進 |

○出席者

| | |
|----------------------------|------|
| 余市町長 | 齊藤啓輔 |
| 副町長 | 渡邊郁尚 |
| 総務部長 | 高橋伸明 |
| 総務課長 | 越智英章 |
| 財政課長 | 高田幸樹 |
| 税務課長 | 成田文明 |
| 民生部長 | 篠原道憲 |
| 福祉課長 | 大平直規 |
| 子育て・健康推進課長 | 新木徹也 |
| 保険課長 | 小黒雅文 |
| 環境対策課長 | 大森直也 |
| 総合政策部長 | 阿部弘亨 |
| 政策推進課長 | 橋端良平 |
| 農林水産課長 | 北島貴光 |
| 建設水道部長 | 奈良論 |
| 建設課長 | 井上健男 |
| まちづくり計画課長 | 二木二郎 |
| 水道課長（併）下水道課長 | 紺谷友之 |
| 会計管理者（併）会計課長 | 濱川龍一 |
| 農業委員会事務局長 | 樋口正人 |
| 教育委員会教育長 | 前坂伸也 |
| 教育部長 | 浅野敏昭 |
| 学校教育課長 | 本間憲明 |
| 社会教育課長 | 中島豊 |
| 選挙管理委員会事務局長 (併)監査委員事務局長 | 石川智子 |

○欠席議員（0名）

○事務局職員出席者

事務局長 羽生満広
議事係長 中山達郎
書記 山内千洋

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 議案第 2 号 控訴の提起について

開会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 2 件、他に議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 14 番、大物議員、議席番号 15 番、白川議員、議席番号 16 番、寺田議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2 、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄巖龍君） 令和 7 年余市町議会第 2 回臨時会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私か

らご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員といたしまして渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 2 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日 1 日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容についてご報告申し上げます。

日程第 3 、議案第 1 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4 、議案第 2 号 控訴の提起についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明員として通知がありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第 3 条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者 38 名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいた

します。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、国の補正予算に伴います物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として実施いたします低所得世帯支援等に係る各種事業を年度内に開始するための補正計上と令和5年度に実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費に関する国庫補助金返還金の補正計上でございます。

また、歳入につきましては国庫支出金に財源を求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読して、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,341万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,234万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目新型コロナウイルス対策事業費、補正額45万8,000円、22節償還金利子及び割引料45万8,000円につきましては、令和5年度に実施いたしました子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費に関する国庫補助金返還金の補正計上でございます。

15目物価高騰対策事業費、補正額2億4,295万6,000円、内訳といたします1節報酬220万8,000円のほか、3節職員手当335万3,000円、4節共済費34万1,000円、8節旅費2万4,000円、10節需用費153万7,000円、11節役務費401万6,000円、12節委託料643万5,000円につきましては、事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金2億2,504万2,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として実施いたします低所得世帯物価高騰対策給付金1億2,300万円、定額減税補足給付金3,500万円、高齢者物価高騰対策給付金3,319万円、社会福祉施設等物価高騰対策助成金3,385万2,000円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの上段をご覧願います。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2億3,182万7,000円、1節総務費国庫補助金2億3,182万7,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,158万7,000円、1節繰越金1,158万7,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。中段でございます。第2表、繰越明許費につきましては、事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰り越して使用できるよう予算措置するものでございます。款、項、事業名、金額の順にご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億4,295万6,000円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

2ページの3、歳出の物価高騰対策事業費の特定財源の部分なのですけれども、国、道支出金とありますが、この2億3,000万円の国と道の振り分け、今回どうなっているかというのをお示しいただきたいたいのと、そこと同じ12節の委託料640万円に関して、これはどういった経緯でこの額になっているのかというのを知りたいのと、この委託先はどこなのかというのと、補正予算として6年度総額は幾らになっているのかというところを、これ補正予算で640万円ついているのですけれども、6年度のこの会社に対する総額は幾らになっているのかというのをお示しいただきたいと思います。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

まず、1点目ですが、支援の開始時期の予定をお伺いします。

きましては、歳入の2ページ上段にございます国庫補助金のみとなっておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

続きまして、委託料の643万5,000円につきましては、18節負担金補助及び交付金の低所得世帯の物価高騰対策給付金、定額減税の補足給付金、高齢者物価高騰対策給付金に係る対象者判定に係る委託料の額でございますので、ご理解お願いしたいと思います。

委託先になりますけれども、こちらにつきましては本日議決を受けた後に指名委員会にて指名先を決める形になりますので、現在はまだ委託先は決まっているわけではありませんので、ご理解お願いしたいと思います。

同様の理由で、委託先が決まっていない以上、幾ら金額が払われるかという部分につきましてもお答えしかねる部分になりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 6年度の総額としても決まっていないということでおろしいでしょうか。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に再度ご答弁申し上げます。

委託先が決まっていないので、その会社に対する委託料の総額も分からぬという状況になるかと思いますが、私の質問に対する理解が異なっておりましたら、申し訳ございません。

○2番（尾森加奈恵君） では、幾つか質疑させていただきます。

まず、1点目ですが、支援の開始時期の予定をお伺いします。

2点目は、対象者への周知方法と手續などが必要なのかお伺いします。

3点目ですが、2ページの2款総務費、1項総務管理費、15目物価高騰対策事業費、18節負担金補助及び交付金の高齢者物価高騰対策給付金の詳

細をお伺いします。

そして、4点目なのですけれども、2ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目物価高騰対策事業費、12節の委託料なのですが、先ほど別の議員からも質疑がありましたけれども、デジタル庁が行っている給付支援サービスを利用するなどを検討しているのかお伺いします。

そして、5点目ですが、2ページの歳出、2款総務費、15目物価高騰対策事業費、3節職員手当の時間外勤務手当が306万8,000円と記載がありますが、時間外勤務が発生する期間、時間外勤務の時間、時間外勤務をする職員の人数の想定数をお伺いします。

○福祉課長（大平直規君） 2番、尾森議員のご質問にご答弁させていただきます。

1つ目の支援の開始時期でございますけれども、低所得者世帯物価高騰対策給付金のうち非課税世帯の方に対しましては2月末頃に確認書を送付させていただく予定となってございます。同じく低所得者物価高騰対策給付金のうち住民税均等割のみ課税世帯につきましては、3月上旬をめどに確認書を送付させていただく予定となってございます。高齢者物価対策給付金の対象者に関しましても3月上旬をめどに確認書を送付させていただく形となってございます。

2点目の周知方法でございますけれども、町の広報及びホームページで周知をさせていただこうと考えてございます。

3点目の高齢者物価高騰対策給付金の支給対象者につきましては、低所得者物価高騰対策給付金の支給対象外となっております65歳以上の高齢者の方に対しまして1人当たり1万円の給付金でございます。

4点目のデジタル庁の支援サービスの利用についてでございますけれども、こちらにつきましては給付を早急に実施するという形を取らせていただきたいと考えてございますので、現時点では使

う予定はございません。

5点目の時間外勤務手当につきましてのご質問でございますが、11名の職員が対象となっておりまして、時期につきましては7年度いっぱいを想定してございます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま答弁いただきましたが、順番に再質問をさせていただきます。

1番の開始時期については、承知しました。

2点目の周知方法、広報、ホームページでということだったのですが、対象者には確認書が送られるということで、1点目の質問の中にそのような返答があったのですが、この確認書という返信が必要になると思うのです。市区町村によつては、確認書兼支給決定通知書を送る市区町村もあるのではと思うのですけれども、手続不要にできないのかという疑問があるので、そこをお伺いしたいのと、あとはオンライン手続を可能にしている市区町村もあると思うのですけれども、そのオンライン手續などは可能なのかということをお伺いします。

そして、3点目の質問の答弁が65歳以上を対象に1人1万円という答弁だったのですけれども、65歳以上を対象とした理由をお伺いします。

4点目の答弁については、承知しました。

5点目の答弁、7年度いっぱい11名の職員が対応しますということだったのですが、大体何時間くらいの時間外勤務を予定されているのか、再度お伺いします。

○福祉課長（大平直規君） 尾森議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

支給対象者の方への確認書についてでございますけれども、確認書については確認書に事前にこれまでの給付金で振込をさせていただいた口座が書いておりまして、そちらが間違いないかどうかを確認していただいて、そこに振り込んでいいかというような確認書となってございます。返信用封筒もついてございますので、そちらを確認いた

だいて返送いただくという形を取らせていただくこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。オンライン申請につきましては、現時点では考えてございませんので、そちらについては今回の給付金では実施いたさないというふうになってございます。

3番目、高齢者についてでございますけれども、65歳以上ということで年金を主に生活されている方に対して、物価高騰がございますので、そちらについて給付させていただくというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

時間外勤務手当についてでございますけれども、こちらにつきましては時間外勤務につきましてこちらのほうで3時間から4時間程度考えてございますけれども、効率よく業務を進めましてなるべく超勤をしないような形で取り組んでいきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（大物 翔君） そもそも論からの話なのですが、今回の前提として国が振ってきている規模があまりにも小さ過ぎるというのはあるのだけれども、どうしてこういう組み方になったのかなと。予算書ですとか、説明を聞いていますと、いわゆる低所得者世帯向けの支援に偏ってしまっているなど。予算規模の限界があるから、そうなるを得なかつたのかなと思うのですけれども、どうしてそういう組み方をしたのかなという、駄目と言っているのではないです。というのが1つと、2つとして社会福祉施設等の助成金除いての話なのですけれども、この補正予算を議決して実行に移した場合、いわゆる国が出してきた3万円給付も含めての話なのですけれども、この予算を動かすことによって対象となる世帯というのは全世帯の何%に当たるのかと。

もう一つ言えば、いわゆる通常課税世帯の方々に対する施策が残念ながら今回盛り込まれていないうに思うのです。そう考えていくと、物価高

に苦しんでいるのは、残念ながら全員そうなわけです。とすれば、もう少し幅広げてやるというのも組んでいかなければならなかったのではないかかなと思わされてしまふのですが、その辺どのように考えいらっしゃるのかお伺いいたします。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員のご質問にご答弁させていただきます。

今回の給付金につきましては、物価高騰の影響を受けている方で、特に支援が必要と考えられている低所得者世帯と高齢者の方に対しての給付金となってございますので、ご理解いただきたいと思います。

2つ目の質問でございますけれども、給付の対象となる部分に関しましては、低所得者世帯等物価高騰対策給付金につきましてはおよそ3,900世帯程度と見込んでございます。高齢者物価高騰対策給付金につきましては、こちらのほう世帯数は申し訳ございませんが、調査はしておりませんが、3,300人程度の方に対して支給されるというふうにこちらのほうで推計してございます。こちらに関しましては、低所得者世帯につきましてこちらのほうで給付をすることによって食費ですとか光熱費の負担を軽減するものでございますので、その辺についてご理解いただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） 全体にしてそういうことをやれないという苦しい事情は分かった上で今伺っている次第なのですけれども、今ご説明いただいた数3,900に3,300人、今余市町の1世帯当たりの平均人数というのが大体2人前後だったかと記憶しているのですけれども、それを基に計算するとおおよそ5,600世帯前後が今回の対象になり得るという推計が立つわけなのです。一方で、余市町の世帯数というのは9,000ちょっとだったと思うのですけれども、とすると大体6割ぐらいには何とか手当てができるのだと。私、12月25日の時

点で新年度の予算要望書と併せまして、この物価高騰対策の部分についても要望事項上げさせていただいております。その中では、介護施設なり医療機関のほうにも支援したほうがいいぞということも盛り込んだ一方で、私の場合軸として考えたのが福祉灯油のような形を広げてやってはどうかという提言をしているのです。なぜそこに着目したかといえば、結局のところ大体の家というのは燃油をたかなければならぬと。時期がずれてしまっている部分はあるにしても、低所得者向けの支援をもちろんしながらも通常世帯のほうにもある程度リーチを広げてやってあげると。1世帯当たりの金額は大きくできないかも知れないけれども、そうやってやっていかないと今度不均衡が逆に発生してしまうのではないかという視点で考えれば、ちょっとこれは物足りないなというふうに、悪口を言いたいわけではないのですけれども、という視点が立つわけなのです。だから、そういういった部分を考えていかなければならなかつたのではないかということを改めて問いたいのですが、いかがでしょう。

○福祉課長（大平直規君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

今回の給付金につきましては、同じご説明となってしまいますが、物価高騰の影響を受けやすい世帯に対して支給するものでございますので、この点につきましてご理解いただきたいと思います。

○14番（大物 翔君） 最後に伺いますが、今回のこれはこれで分かるのですけれども、町として打ち出そうと思っている対策はほぼこれで一段落というものなのか、今後追加で何かが出てくるような想定をされているものなのか、そこだけ伺って最後終わります。

○財政課長（高田幸樹君） 14番、大物議員の再度のご質問に財政課のほうから答弁させていただきたく存じます。

このたびの補正第9号につきましては、臨時議会のほうにご提案させていただきまして、早急に経済的に困窮されている方と思われる世帯ですか高齢者の皆様に対して給付金を支給させていただきたいという、あくまでも早く支給して経済的に困っているいらっしゃる方を助けていこうというような趣旨でのご提案でございます。せんだっての臨時議会でも大物議員からは、国の経済対策に応じた補正予算というのはいつ出るのだろうかというようなこともご質問がございました。その段階で7,900万円程度の推奨事業メニューの交付限度額が示されているというお話をさせていただいたところでございます。今回の補正予算につきましては、そのうちの七千八百数十万円くらいが今回の補正予算で出ていていると、ご提案させていただいている状態になっております。残り110万円程度でございますけれども、こちらにつきましてはかかるべき時期になりますけれども、再度ご提案申し上げて、その内容につきましては区会のほうの街路灯の部分につきまして今北海道、さらには国のほうに計画書を提出させていただいている状態でございますので、ご理解お願いいたしたいと思います。

○6番（庄 巍龍君） 高齢者物価対策の給付金でございますけれども、これは申請があった方のみ給付という形でよろしかったでしょうか。

○福祉課長（大平直規君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

対象となる方につきましては、口座番号等記載しました確認書を送付させていただきまして、そちらを返送していただければ支給となりますので、ご理解いただきたいと思います。

○6番（庄 巍龍君） 私も結構いろいろなお年寄りの方とお話を機会が多いのですが、余市町の財政等をお気にいらっしゃる方結構いらっしゃいまして、おばあちゃん、おじいちゃんが、息子さんとかと一緒に住んでいらっしゃる、余市

町の財政が大変だということもよく分かっている方、その金額は金額、これ福祉灯油にちょっと似たところもあるのですけれども、それは町のためには、財政のこと考えたら、もっと若い子供たちに使ってもらいたいと、私たちはぬくぬくと暖かいところで生活できるからということで、そういうお話を聞いておりますので、その辺はこれを全部の方に給付しなければいけないということではなくて、そういう声が町民の中、特にお年寄りの方、65歳以上の方々の中に私はよく聞いているということがございますので、これはあくまで答弁は結構でございますので、こういった町民の見識ある方がいらっしゃるということをお伝えいたしまして、答弁結構でございますけれども、お話をさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第2号 控訴の提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第2号 控訴の提起について、その提案理由をご説明申し上げます。

令和5年余市町議会第3回臨時会において行政報告申し上げました札幌地方裁判所小樽支部令和5年（ワ）第23号損害賠償請求事件について、令和7年1月29日に言い渡された判決が容認できる内容ではないことから、控訴を提起することについて地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件の要旨といたしましては、本町に勤務していた職員が本町の安全配慮義務違反の結果、損害を被ったとして令和5年5月、札幌地方裁判所小樽支部に本町を相手取り訴訟を提起、去る1月29日に判決が言い渡されたところです。判決の内容については、本町の主張が酌まれないものとなっており、容認できる内容ではなく、本町の職務関連性や安全配慮義務に係る部分についてなお議論を深める必要があると考えております。このため、上級審においてこれまでの主張の補充をしながらさらに議論を深め、第一審における判決の取消し及び原告の請求の棄却を求めて控訴をする必要があると判断に至った次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 控訴の提起について。

損害賠償請求事件に関し、札幌高等裁判所に控訴をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月5日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

控訴の提起について。

損害賠償請求事件について、下記のとおり札幌高等裁判所に控訴する。

記。

1、第1審事件名、札幌地方裁判所小樽支部令和5年（ワ）第23号損害賠償請求事件。

2、当事者、原告、個人。被告、余市町、代表者、町長、齊藤啓輔

3、事件の要旨、原告は、以前本町に勤務していた際、本町の安全配慮義務違反の結果、損害を被ったとして、町を被告とし、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償を求めたもの。

4、判決主文、（1）、被告は、原告に対し、379万5,990円及びこれに対する令和2年10月5日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。（2）、訴訟費用は被告の負担とする。（3）、この判決は、（1）に限り、仮に執行することができる。

5、控訴の当事者、控訴人、余市町、代表者、町長、齊藤啓輔。被控訴人、第1審原告。

6、控訴の趣旨、（1）、原判決の取消しを求めるもの。（2）、被控訴人の請求の棄却を求めるもの。（3）、被控訴人に対し、第1審及び第2審の訴訟費用の負担を求めるもの。

次のページをお開き願います。

7、控訴をする理由、札幌地方裁判所小樽支部より標記事件についての第1審判決があったが、容認できる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条に基づき、札幌高等裁判所に控訴をするもの。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

安全配慮義務違反の結果とありますが、どのような業務でこういったことになったのか私ちょっと

と分からぬもので、そこら辺の変遷をお伺いしたいです。これが1点目。

最後のページに容認できる内容ではないと判断とあつたのですが、容認できる範囲はどの程度なのか、全くこれを全体的にもう受け入れられないのか、それともある程度なら受け入れてもいいのかというところをお伺いしたいです。

それから、裁判費用は、現状幾らかかるかってい、これから見込みは幾らぐらいになりそうなのか。

4番目、判決主文の中にあります訴訟費用は被告の負担とするというのに対して、込み込みで379万円なのか、それ以上になるのかお伺いしたいです。

○水道課長（紺谷友之君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁申し上げます。

1点目と2点目、共通する部分ございますので、併せて答弁させていただきますけれども、本件につきましては令和5年度の余市町議会の第3回臨時会において行政報告を申し上げたところでございますが、その際にもプライバシーに関わる部分があるため事件の詳細や特定の個人を識別することができる情報は一貫して差し控えるよう配慮しながら取り進めているところでございます。また、今後の部分につきましても控訴審前ということになりますので、併せて答弁は控えさせていただきたいと存じます。

3点目と4点目も関連してくる部分でございますが、訴訟費用につきましては訴状やその他の申立てに添付する収入印紙代ですか、書類送達に係る郵便料や証人を呼ぶための日当等、判決の確定後に申立ての上、裁判所が決定するという形になっておりまして、現段階におきましては費用のほうは不明ということになっておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 何もお答えいただけなかったということなので、プライバシ

一の関係でお答えいただけなかつたということです
理解します。

しかし、どのような安全配慮義務違反ということで違反されたのか何も分からぬまま控訴認めろといふのも僕の中ではちょっと腑に落ちないところがありますので、今水道課長がお答えいただいたということは水道関係なのかななんて思つたりもするのですけれども、ちょっとこれだけだと何も分からぬままいいですよとはならないので、これ容認できる範囲はないということでおろしいでしょうか。

○水道課長（紺谷友之君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁申し上げます。

判決の内容ということでございますけれども、こちら本町の主張がくみ入れられないものとなつておなりまして、現段階で容認できる内容ではないということでございます。本町の業務関連性ですか安全配慮義務違反に関わる部分については、なお議論を深める必要があると判断しております。このため、上級審においてこれまでの主張を補充しながらさらに議論を深め、第一審における判決の取消し等を求めて控訴する必要があると町として判断したところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） では、質疑させていただきます。

まず、1点目ですが、本町の安全配慮義務違反の結果、損害を被ったとありますが、本町の安全配慮義務違反の内容として原告からどのような主張ですか証拠提出があったのかお伺いします。

2点目ですが、379万5,990円というのは原告が請求している損害賠償額との認識でよいのか、そしてその3%というのが遅延損害金という認識でよいのかお伺いします。

3点目ですが、割合として控訴の約70%が控訴棄却となるデータがありますけれども、控訴審へのような主張をするのか、新たな証拠などの提

出はできるのかお伺いします。

4点目ですが、先ほどジャストミート議員から今までの裁判の費用などの質疑はありましたけれども、弁護士費用などを含めた控訴に係るおおよその費用をお伺いします。

5点目ですが、この事件と裁判に関して町民への情報公開はどのようにしていくのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

（「議事進行」の声あり）

○6番（庄巖龍君） こちらの提訴につきましては、この後提訴するということにつきましては、これは裁判で明らかになることでございまして、細部にわたって、今日はマスコミの方も入っておりますので、そういう部分におきましては答弁の中でこれが裁判に影響するようなことがあっては困りますので、その辺の配慮のほうを議長ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（藤野博三君） ただいま6番、庄議員からありましたように、まだ係争中の事案でありますので、答弁できる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○水道課長（紺谷友之君） 2番、尾森議員のご質問に答弁申し上げます。

プライバシー保護という視点からお話ちょっととさせていただきますけれども、訴訟における個人のプライバシーの保護につきましては事件ごとに異なることがございまして、裁判所における訴訟記録の閲覧ですか複写等は無条件かつ無制限に何人に対しても認められるものではないというような解釈となっております。このため、私どものほうで今この場でご答弁できる範囲というのが非常に限られたものになってしまいますが、その点はご了承いただきたいと存じます。

本町の主張についての見解ということでございますけれども、本町としては原告が主張する安全配慮義務は義務になるべき趣旨のものではないと

判断しております、こうした町の主張が認められなかつたため控訴をするものでございます。控訴に際しては、顧問弁護士と相談の上、控訴するものでございまして、主張の相違についての見解はこの場で申し上げることは控えさせていただき、控訴審の場で町の意見のほうは主張してまいりたいと考えております。

また、裁判の379万円、こちらの部分に関しては相手方の裁判のときに主張された金額ということとなります。

また、今後の裁判費用というお話でございますが、裁判は継続するということになりますので、基本的に顧問弁護士に係る着手金等というのは発生しないと伺っておりますが、先ほども答弁申し上げましたとおりまだ不確定な部分が多いものですから、現段階では金額のほうは不明ということで答弁とさせていただきたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議があるので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第2号 控訴の提起については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、
その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤野博三

余市町議会議員 14番 大物翔

余市町議会議員 15番 白川栄美子

余市町議会議員 16番 寺田進